

紛失事案の経緯及び現状

(関係の 4 社からの報告状況について)

(社) 日本アイソトープ協会及び関係の運送会社である、(株) 日陸、西濃運輸(株)、大阪航空サービス(株) に対しては、1. 事案の経過、2. これまでの対応、3. 今後講ずる措置、4. 原因及び 5. 再発防止策に関し、報告を求めていたところ、現時点での報告の概要は、以下の通り。(以下、関係の法人をそれぞれ、「アイソトープ協会」、「日陸」、「西濃」、「大阪航空サービス」とします。)

1. 事案の経過

- アイソトープ協会からの報告によれば、契約等の関係は、次のとおりである。
 - ・ 協会は、平成 9 年 3 月から日陸と、アイソトープ協会市原配送施設におけるラジオアイソトープ製品の取扱いの諸業務に係る業務委託契約を締結している。その委託業務の項目に、アイソトープ協会の顧客までの製品の輸送、が含まれている。アイソトープ協会は、日陸から実際の輸送を日本通運(株)(国交省注：今回の事案とは関係なし)及び西濃に委託している旨の報告を受けており、両社に対して放射線防護計画に基づく教育・訓練に協力している。しかし、両社からは更に他の輸送業者へ再委託されているか否かは把握していない。

- 関係の四社からの報告をまとめると、事案の経過は、次のとおりである。
 - ・ アイソトープ協会が京都医療技術短期大学(国交省注：この大学も存続しているが、平成 19 年 4 月からは京都医療科学大学が発足)(京都府南丹市)に販売するために 9 月 24 日(水)にアイソトープ協会市原配送施設から出荷したリン 32 (37MBq) が収納された L 型輸送物が、9 月 25 日(木)の到着予定時刻を過ぎても配達されないという事案が生じた。
 - ・ アイソトープ協会は、9 月 25 日(木) 13:00 頃、京都医療科学大学から未着の問い合わせを受けた。
 - ・ アイソトープ協会は、9 月 25 日(木) 14:00 頃、日陸より、京都医療科学大学に荷物が届いていないとの報告を受けた。
 - ・ アイソトープ協会は、9 月 27 日(土)、文部科学省及び国土交通省に、放射性

同位元素が送付先に未着である旨を報告した。

・運搬経路は、次のとおりである。

◆アイソトープ協会市原配送施設（日陸が貨物引き渡し）

（9/24、14:50 発）

↓

（9/24、16:10 着）（到着済確認）

◆西濃錦糸町航空海運営業所

（9/24、16:45 発）

↓

（9/24、17:17 着）（到着済確認）

◆羽田空港

（9/24、19:25 発）

↓

（9/24、20:30 着）

◆伊丹空港

（9/24、22:20 発）

↓

（9/24、23:00 着）（到着済確認）

◆西濃豊中支店

（9/25、1:00 発）（大阪航空サービスが集荷）

↓

（9/25、1:15 着）（到着済確認）

◆大阪航空サービス豊中センター

（9/25、3:00 発）

↓

（9/25、3:40 着）

◆大阪航空サービス京都営業所

（9/25、8:30 所在不明判明）

↓

府内地区配送（予定）

2. これまでの対応

●関係の四社からの報告をまとめると、これまでの対応は次のとおりである。

- ・ 捜索活動は、アイソトープ協会の担当職員を大阪に派遣し、日陸、西濃、大阪航空サービスとともに実施している。
- ・ アイソトープ協会市原配送施設に対象荷物が残存していないかを確認した。
- ・ 大阪航空サービス各営業所への訪問による確認・調査を行った。
- ・ 大阪航空サービスの全車両に対して、当該貨物の有無を報告させた。
- ・ 大阪航空サービス京都営業所からの9月25日の全配達先に電話調査及び訪問調査（842件）を行うとともに、大阪航空サービスの全乗務員が写真入り捜索依頼書面を持参し、配達先に発見協力依頼を行うなど、荷物の誤配送・誤着が無いかを確認している。
- ・ 協会ホームページに所在不明放射性同位元素発見のお願いを掲載するとともに、関西地区の主要新聞への広告を行った。

3. 今後講ずる措置

- 協会は、発見に有効な広報活動を工夫し、所在不明放射性同位元素の発見に全力を傾ける。また、関係者は、協会との協力体制のもと全力で当該貨物の発見に努める。

4. 原因

- 所在不明放射性同位元素が発見できず、原因の解明はできないが、関係の四者からの報告をまとめると、次のものが考えられる原因として挙げられている。
 - ・ 誤配送
 - ・ 運搬中の落下
 - ・ 盗難
 - ・ 紛れ込んでいる
 - ・ 末端配送業者の指導・教育不十分
- など

5. 再発防止策

- 原因の解明に至っていないため、原因に基づく抜本的再発防止策を立てることはできないが、関係の四者からの報告をまとめると、次のものが当面の再発防止策として挙げられている。

(荷主関係)

- ・ 大阪航空サービスへの放射性同位元素の運搬委託の停止
- ・ 再委託先への注意喚起

- ・ 貨物個数チェック表の使用

(利用運送関係)

- ・ 大阪航空サービスへの放射性同位元素の運搬委託の停止
- ・ 全国の配送先の実運送の一覧表を作成し、緊急時の連絡体制を明確化
- ・ 委託関係の詳細確認と事業計画のチェック
- ・ 委託先への教育・訓練等の確認の徹底
- ・ 社内のコンプライアンス体制の確立

(実運送関係)

- ・ 専用車両での運搬
- ・ 特殊貨物などがある場合は一般の貨物とは別にマニフェスト（荷物に添付する帳面）を発行してもらう。
- ・ 貨物引き取りは相手立ち会いの下、お互いに確認
- ・ 夜間作業従事者とドライバーとの間の業務引継を正確に実施
- ・ 夜間作業従事者のレベルアップを確立し貨物の転送ミスの防止を図る
- ・ 事故発生時の全店搜索・関係会社への報告、速やかな事故処理

など